

新聞広告賞



第
36
集

NEWSPAPER ADVERTISING PRIZE 2016

序文

日本新聞協会は、新聞広告の可能性を切り開いた活動を顕彰し、新聞広告の発展につなげることを目的に、新聞広告賞を設けています。36回を数える今年の新新聞広告賞には、昨年6月1日から今年5月末日までに新聞協会加盟紙に掲載された広告の中から、広告主部門、新聞社企画部門合わせて317作品の応募がありました。これもひとえに広告主、広告会社はじめ新聞広告に携わる皆さまと読者のご理解、ご支援あってのことであり、あらためて感謝いたします。

今年も新聞広告の特長を生かした多彩な広告が集まりました。その中から新聞広告大賞には、おんせん県観光誘致協議会の「Go! Beppu おおいたへ行こう! キャンペーン」が選ばれました。大分、熊本を襲った震災で、窮地に陥った地元を盛り上げたいという熱い思いにあふれたこの広告は、地元紙のみに掲載されたにもかかわらず、多くのメディアを通じ全国的に話題となり、被災地支援に貢献しました。このほか、発想豊かなクリエイティブで企業のメッセージを効果的に届けた作品や紙面を透かすと裏面の答えが浮かび上がる表現で高い評価を受けた作品もありました。一見マイナスイメージにとらえられがちの値上げ告知を、ユニークな新聞広告に仕立て、逆に売り上げを伸ばすことに成功した作品など新聞広告の情報発信力、楽しさが発揮されたものも多くみられました。

広告委員会が昨年実施した「全国メディア接触・評価調査」によると、新聞広告はその信頼性、社会性、地域密着性などが高く評価されています。メディアの多様化や時代の変化に伴い、新聞を取り巻く環境は大きく変わっています。しかし、新聞広告の特性を生かした新たな表現や他メディアとの連動で新聞広告は現在も進化していると感じます。

この冊子は受賞作品26作品すべてを詳しくご紹介しています。新聞ならではの広告展開に加え、全社挙げてのプロジェクト展開、新しい印刷技術の活用など、受賞作を通して新聞広告の可能性が年々広がっていることを感じていただけたらと思います。新たな広告企画を検討いただく際、この作品集が参考になれば幸いです。

皆さまの信頼に応えるため、私たちは今後も新聞広告の価値の再発見に努め、創意工夫を重ねていく所存です。変わらぬご支援を賜りますようお願いいたします。

2016年10月20日

一般社団法人 日本新聞協会
会長 白石 興二郎

第1条(目的と名称)

日本新聞協会は、新しい新聞広告の可能性を開拓した広告活動を顕彰し、新聞と広告との発展に資することを目的に「新聞広告賞」を設け、毎年新聞週間に際し贈賞する。

第2条(表彰の事由・贈賞の対象)

- (1) 新聞広告の新しい利用法や表現領域の開拓に成功した活動、新聞広告により広告目的に即して大きな成果をあげた活動、その他新聞媒体と新聞広告の特性・機能を活用あるいは開発し前条の目的に照らして貢献するところが大きいと認められる活動を表彰する。
- (2) 本賞は、協会会員紙に掲載され、前項に該当すると認められた広告作品に贈られる。

第3条(賞の構成)

- (1) 本賞は広告主部門と新聞社企画部門の二つの部門によって構成する。
- (2) 広告主部門の本賞受賞作品から新聞広告大賞1作品を選定する。
- (3) 選考委員会は、前項両部門について、本賞とは別に、広告主部門においては優秀賞を、新聞社企画部門においては奨励賞を贈ることができる。

第4条(受賞対象)

本賞の受賞対象は、広告主部門については当該活動の企画立案にあつた広告主企業とし、新聞社企画部門については協会会員新聞社の当該活動企画部門とする。

第5条(表彰)

- (1) 広告主部門の入選作は6作品とし、新聞広告大賞1作品、新聞広告賞(広告主部門)5作品にそれぞれ賞状ならびに副賞を贈る。
- (2) 新聞社企画部門の入選作は5作品とし、新聞広告賞(新聞社企画部門)として、賞状を贈る
- (3) 優秀賞に対しては賞状と副賞を贈る。
- (4) 奨励賞に対しては賞状を贈る。

第6条(応募・推薦)

- (1) 本賞は、原則として、本賞の目的に合致した作品の企画・制作、掲載をした関係者の応募により選考を行う。ただし、広告関係の第三者による推薦を妨げない。
- (2) 応募・推薦の手続きは別に定める。

第7条(選考)

- 本賞の選考はつぎの方法による。
- (1) 会長の任命する委員をもって新聞広告賞選考委員会を組織し、広告賞贈賞に関する事項を審議決定する。
 - (2) 選考委員会は、応募・推薦された候補について審議し受賞者を決定、その旨を理事会に上申し承認を得る。
 - (3) 選考委員会は、必要に応じ外部の関係者から意見を求めることができる。
 - (4) 両部門の特性を考慮し、選考委員会の運営細則を別に定める。
 - (5) 選考結果は、「新聞協会報」および「新聞広告報」誌上と当協会ウェブサイトで発表する。

第8条(選考の対象期間)

- (1) 本賞選考の対象となる作品は、前年6月1日から本年5月末日までの1年間協会会員各紙に掲載されたものとする。
- (2) 上記期間を越える長期の活動については顕彰に値すると選考委員会が判断した場合は、始期は問わずこれを対象に含める。

第9条(提出資料および締め切り期日)

応募者ならびに推薦者は、当該作品に所定の関係資料をそえて毎年6月初旬までに選考委員会に提出するものとする。

第10条(その他)

本賞の選考および運用の細目については、選考委員会の決定により別に実施細目を設けることができる。

2013年2月15日 改定



◎序文 日本新聞協会会長 白石興二郎

◎「新聞広告賞」に関する規定

[広告主部門]

〈新聞広告大賞〉

- 4** | **Go ! Beppu おおいたへ行こう！キャンペーン**
おんせん県観光誘致協議会

〈新聞広告賞〉

- 6** | **ガリガリ君「値上げ広告」**
赤城乳業株式会社
- 8** | **第68回新聞大会記念企画**
学校法人近畿大学
- 10** | **宝島社 企業広告「死ぬときぐらい好きにさせてよ」**
株式会社宝島社
- 12** | **AQUA 100万台達成×ドラゴンクエスト30周年 全国コラボ新聞広告企画**
株式会社トヨタマーケティングジャパン
- 14** | **世界の課題に、光で答える。**
パナソニック株式会社

〈優秀賞〉

- 16** | **「これ、ぜんぶ失敗作…から生まれた料理です。」**
キャンペーン
味の素株式会社
- 17** | **白い恋人(新幹線に乗せてください。)**
石屋製菓株式会社
- 18** | **江崎グリコ・グリコ乳業 合併広告**
「ゴールではなく、スタートだ。」
江崎グリコ株式会社
- 19** | **集英社 企業広告「読書は、平和を守る。」シリーズ**
株式会社集英社
- 20** | **近くのネコも、遠くのトラも、同じように想ってほしい。**
公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWFジャパン)
- 21** | **名鉄沿線催事シリーズ**
名古屋鉄道株式会社
- 22** | **あなたの思う福島は、どんな福島ですか?**
福島県
- 23** | **質フタバ川柳キャンペーン**
有限会社フタバ
- 24** | **ありがとうの包み紙**
吉乃川株式会社
- 25** | **70周年企画／雑誌とは、時代の景色だと思う。**
株式会社光文社
株式会社マガジンハウス

[新聞社企画部門]

〈新聞広告賞〉

- 26** | **北海道新幹線開業関連企画**
北海道新聞社
- 28** | **平成青少年遣欧使節団派遣プロジェクト**
河北新報社 営業局営業部
- 30** | **母の日特別企画「家族のはなし2016『信濃母日新聞』」**
信濃毎日新聞社 広告局
- 32** | **中国新聞社 被爆70年プロジェクト**
「THE 70th PEACE ACT HIROSHIMA」
中国新聞社 広告局
- 34** | **The Way**
～長崎新聞配達ルート データMAP化プロジェクト～
長崎新聞社 東京支社営業部

〈奨励賞〉

- 36** | **下町ロケット2 ガウディ計画**
朝日新聞東京本社 メディアビジネス局
- 37** | **HEART & DESIGN FOR ALL**
～誰もが暮らしやすい社会の実現へ
東京新聞 広告局
- 38** | **戦後70年県民キャンペーン**
「WHITE PEACE Project」
新潟日報社 広告局
- 39** | **伊勢志摩サミット開催記念**
サミット参加7カ国(+EU)・5言語翻訳刷り特集号
伊勢新聞社 営業局
- 40** | **こころのわ ～きづく つながる ささえあう～**
京都新聞社 京都新聞COM営業局
- 41** | **選評 選考委員会委員長 松田陽三**
- 42** | **審査講評 中島祥文氏**
一倉宏氏
- 44** | **応募状況・選考経過**
第36回新聞広告賞選考委員会名簿

広告主部門は広告主名 50 音順、新聞社企画部門は会員名簿順です。
文中、制作スタッフの略号は以下のとおりです。
Pro=プロデューサー、CD=クリエイティブディレクション、AD=アートディレクション、C=コピー、D=デザイン、Ph=フォト、I=イラスト、CG=コンピューターグラフィックス、PI=プランニング